

事務連絡
令和7年1月14日

賃貸住宅関係団体
不動産関連団体 御中

国土交通省住宅局
参事官（マンション・賃貸住宅担当）
安心居住推進課

『単身入居者の受入れガイド』の一部改訂について

昨今、単身世帯の増加等により、高齢者や低額所得者などの住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居に対するニーズが更に高まることを見込まれます。一方で、賃貸人の中には、入居者の孤独死や死亡時の残置物処理、家賃滞納等に対して懸念を持っている方が多くいます。

こうした状況を受け、国土交通省では、『単身入居者の受入れガイド』（以下、ガイド）を作成し、万一の場合の賃貸借契約の終了や残置物の処理に関連する制度等について紹介することにより、大家さんの懸念を払拭し単身入居者の円滑入居の促進に努めております。

また、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進及びその居住の安定の確保を一層図るため、令和6年の通常国会において住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）が改正されました。

今般、住宅セーフティネット法及び高齢者住まい法の改正内容の追加や読みやすさの観点からのレイアウト変更等、ガイドの一部改訂を行いました。この資料は国土交通省の Web サイトに掲載しています。

○該当ページ URL

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000101.html

つきましては、このガイドが貴団体所属会員に広く普及されますよう、特段の御配慮をお願いします。

なお、各都道府県・指定都市住宅担当部、各地方整備局建政部等に対しても、別途周知しておりますので、念のため申し添えます。

【送付先一覧】

○賃貸住宅関係団体

公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会

公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会

一般社団法人 全国賃貸不動産管理業協会

○不動産関連団体

一般社団法人 全国住宅産業協会

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会

公益社団法人 全日本不動産協会

一般社団法人 不動産協会

一般社団法人 不動産流通経営協会